

船橋市建築物における衛生的環境の確保に関する法律の規定に基づく届出及び申請に係る事務処理要領

建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)(以下「法」という。)、法施行規則(昭和46年厚生省令第2号)(以下「省令」という。)及び法施行細則(以下「細則」という。)並びに船橋市特定建築物指導要綱(以下「特定建築物要綱」という。)及び船橋市建築物衛生事業登録指導要綱(以下「登録要綱」という。)に定めるもののほか、届出及び申請に係る事務は、本要領により処理するものとする。

第1 特定建築物についての届出

1 特定建築物使用・該当届等の審査

(1) 書類審査

ア 法第5条第1項又は第2項の規定による特定建築物使用・該当届の提出があったときは、「特定建築物使用・該当届審査票」(第1号様式)により審査すること。

イ 届出義務者が、法第5条第1項から第3項までの届出において、保健所長が正当であると認める理由なく同条に定める期間内に届出を行わなかったときは、法令の遵守を指導し、必要に応じ、遅延理由書等を添付させること。

(2) 立入検査

ア 特定建築物使用・該当届及び構造設備の変更に係る特定建築物届出事項変更届の提出があったときは、法第11条第1項の規定により、速やかに立入検査を行い、届出内容及び建築物環境衛生管理基準等の遵守について確認を行い、必要に応じ、指導をすること。

イ アの規定は、特定建築物が国又は地方公共団体の公用若しくは公共の用に供するものである場合については、適用しない。

2 台帳の整備

(1) 特定建築物使用・該当届に添付させる特定建築物概要書(特定建築物要綱に定める様式の1から様式の8までの書類)を台帳として整備し、保管すること。

なお、遅延理由書等を徴収した場合には、台帳の備考欄にその旨を記載すること。

(2) 特定建築物届出事項変更届の提出があったときは、台帳の変更部分を訂正するとともに、台帳の変更届欄に届出年月日、変更年月日及び変更事項を記載すること。

なお、遅延理由書等を徴収した場合には、同届出事項欄にその旨を記載すること。

(3) 台帳の抹消

ア 法第5条第3項の規定による特定建築物非該当届の提出があったときは、台帳の変更届欄に届出年月日、非該当年月日及び当該理由を記載し、台帳を抹消すること。

イ 抹消した台帳は、10年間保管しておくこと。

第2 建築主への届出指導

建築基準法第93条第5項の規定による建築主事又は指定確認検査機関からの通知を受けたときは、その建築物が特定建築物に該当するかを判断するのに必要な事項の把握に努め、特定建築物に該当する場合には、建築主に対し、法第5条第1項の規定による届出を指導すること。

第3 建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録

1 登録申請

(1) 省令第31条の規定による登録申請書の提出があったときは、「建築物衛生事業登録に係る審査票〔Ⅰ〕」（第2号様式）及び「登録に係る審査票〔Ⅱ〕」（第3号様式から第3号様式の8までの該当する事業の区分の様式）により審査すること。

(2) 登録前検査

ア 営業所及び設備・機器を確認するため、登録前検査を行うこと。

イ 検査対象物が市の所管区域外にある場合は、移動が容易な設備・機器等は検査のために一時的に営業所に移動させ、これにより難しいものは画像の確認等により検査する。

2 登録

(1) 登録証明書の交付等

ア 審査の結果、法令に定める登録基準に適合していると認められるときは、省令第32条に規定する登録証明書（省令様式第6号）を交付すること。

イ 登録証明書の交付は、許認可索引簿により行う。

ウ 登録をした保健所長は、当該登録業者について「登録業者一覧表」（第4号様式の2）の事項を記録すること。

(2) 登録証明書の作成

ア 登録証明書の題名欄は、事業の別を次のとおり記載すること。

建築物清掃業登録証明書

建築物空気環境測定業登録証明書

建築物空気調和用ダクト清掃業登録証明書

建築物飲料水水質検査業登録証明書

建築物飲料水貯水槽清掃業登録証明書

建築物排水管清掃業登録証明書

建築物ねずみ昆虫等防除業登録証明書

建築物環境衛生総合管理業登録証明書

イ 登録番号は申請順に下記の記載例により、事業区分ごとに採番し記載すること。

例) 船橋市 □ × 第△△号

① ② ③

①：登録した年度を記入

②：事業登録区分を次に従って記入

建築物清掃業登録証明書→清

建築物空気環境測定業登録証明書→空

建築物空気調和用ダクト清掃業登録証明書→ダ

建築物飲料水水質検査業登録証明書→水

建築物飲料水貯水槽清掃業登録証明書→貯

建築物排水管清掃業登録証明書→排

建築物ねずみ昆虫等防除業登録証明書→ね

建築物環境衛生総合管理業登録証明書→総

③：年度別の順番 1～

(3) 登録有効期間終了以前に申請があった2回目以降の登録にあつては、施行日に関わらず、登録有効期間終了日の翌日から6年とすること。

(4) 登録終了年月日は、登録開始年月日の6年後の前日とすること。

3 登録台帳の整備

「登録台帳」（第5号様式から第5号様式の8までの該当する事業の区分の様式）に必要な事項を記載し、保管すること。

4 2回目以降の登録申請

(1) 2回目以降の登録にあつては、登録有効期間終了おおむね1か月前から登録申請書を受理するものとする。

(2) 審査等については、上記1から4までに準じて処理すること。

5 登録事項等変更届出

(1) 省令第33条の規定による登録事項等変更届の提出があつたときは、上記1（登録申請）に準じて処理すること。

(2) 登録台帳の変更部分を訂正するとともに、登録台帳の変更年月日欄及び変更事項欄に記載すること。

(3) 省令第33条に定める期間内に届出が行われなかったときは、法令の遵守を指導し、必要に応じて遅延理由書等を添付させること。

なお、遅延理由書等を徴収した場合には、その旨を登録台帳の変更事項欄に記載すること。

(4) 届出書を受理した保健所長は、当該登録業者について「登録業者一覧表」（第4号様式の2）の記録事項のうち、変更事項の部分を訂正すること。

6 登録事業廃止届

(1) 省令第33条の規定による登録事業廃止届の提出があつたときは、その旨を登録台帳の変更届欄に記載し、登録台帳を抹消すること。

(2) 届出書を受理した保健所長は当該登録業者について「登録業者一覧表」（第4号の2様式）から削除すること。

7 登録証明書書換交付・再交付申請

(1) 登録証明書書換交付・再交付申請書の提出があつたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、登録証明書を書換交付又は再交付するとともに、その旨を登録台帳の変更届欄に記載すること。

(2) 再交付する登録証明書の施行年月日は新施行日とすること。

(3) 登録証明書の内容は最新の内容とする。

(4) 既に交付している登録証明書の添付は必要ないものとする。

(5) 登録証明書の再交付は、許認可索引簿により行うこと。

(6) 同時に、同一登録営業所に係る同一業種の複数再交付は認めないこと。

8 登録業者一覧表の四半期報告等

(1) 市長は、四半期ごとに第4号様式に、「登録業者一覧表」（第4号様式の2）を

添付して千葉県健康福祉部衛生指導課長へ報告すること。

- (2) (1)による定期報告のほか、千葉県知事から依頼があった場合には、市長は依頼に応じ報告すること。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年10月1日より施行する。

附 則

この要領は、平成25年6月14日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成27年10月1日から施行する。